

沖縄県契約審議会運営要領

[平成30年11月16日沖縄県契約審議会決定]

(趣旨)

第1条 沖縄県契約審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項は、沖縄県の契約に関する条例施行規則（平成30年沖縄県規則第47号）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(会議の公開)

第2条 審議会の会議は、次に掲げる場合を除き、原則として公開とする。

- (1) 沖縄県情報公開条例（平成13年沖縄県条例第37号）第7条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項について審議等を行う場合
- (2) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成できなくなると認められる場合
- 2 会議の公開又は非公開の決定は、商工労働部労働政策課長に委任する。

(公開の方法等)

第3条 審議会の会議の公開は、審議会が傍聴を希望する者に会議の傍聴を認めることにより行う。

- 2 会議における秩序の維持のため、傍聴に係る手続及び遵守事項等について、別紙「沖縄県契約審議会傍聴要領」（以下「傍聴要領」という。）を定める。
- 3 傍聴を認める定員の決定については、商工労働部労働政策課長に委任する。

(議事録の作成等)

第4条 審議会においては、次に掲げる事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 会議の議題
 - (2) 会議の日時及び場所
 - (3) 出席委員名
 - (4) 議事の概要
 - (5) 会議の公開・非公開の別
 - (6) 非公開とした場合は、その理由
- 2 議事録は、第2条第1項各号の規定により非公開とする場合を除き、公開する。

(雑則)

第5条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成30年11月16日から施行する。

沖縄県契約審議会傍聴要領

沖縄県契約審議会

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに、会議会場受付で氏名及び住所又は所属機関名を記入し、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 受付開始時刻は、会議開催予定時刻の30分前からです。
- (3) 傍聴の受付は先着順で行い、定員になり次第終了します。
- (4) 今回の会議の傍聴定員は〇〇名です。なお、報道機関については定員に含めません。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が3の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。
- (3) 傍聴希望者が3の規定に違反するおそれがあると認められる場合は、傍聴を許可しないことがあります。

3 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、みだりに席を立たないこと。
- (2) 拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (3) 旗、のぼり、プラカード又はこれらに類するものを携帯しないこと。
- (4) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (5) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) 携帯電話等音の出る機器については、電源を切ること。
- (7) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、事前に審議会の会長の許可を得た場合はこの限りではありません。
- (8) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

受付名簿

No.	氏名	住所	所属機関
1			
2			
3			